

水道スマートメーターを活用した水量計測に係る連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）、京都市（以下「乙」という。）及び関西電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、甲乙が異なる地域において水道事業を運営していることを踏まえ、丙が運営している電力スマートメーター通信網を活用した水道使用量の自動検針の高度化に関し、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲丙間及び乙丙間でそれぞれ実施されている電力スマートメーター通信網を活用した取組で得た成果及び知見を、甲乙間で活用するとともに、丙の有する通信インフラ及び技術的知見を活用し、水道使用量の自動検針、検針・保守業務の効率化、データ利活用の高度化等に関する検討及び実証を甲、乙及び丙（以下「三者」という。）で連携して推進し、将来的な取組の標準化、水平展開及び社会実装につなげることを目的とする。

（既存協定等との関係）

第2条 本協定は、甲丙間又は乙丙間で締結されている電力スマートメーター通信網を活用した取組に関する共同研究協定、実施協定、秘密保持契約その他の既存の契約（以下「既存協定等」という。）を変更、修正又は代替するものではなく、既存協定等を前提として三者の連携の枠組みを定めるものである。

（連携事項）

第3条 三者は、次に掲げる事項について連携する。

- (1) 電力スマートメーター通信網を活用した水道使用量データ通信に関する検討及び実証
- (2) 水道スマートメーターの運用方法、検針・保守業務の効率化に関する検討
- (3) 既存協定等に基づく取組の実証結果、運用ノウハウ及び課題の共有
- (4) 災害対応、漏水検知等を含むデータ利活用の可能性に関する検討
- (5) 将来的な自動検針又は共同検針の導入に向けた課題整理

（協議体の設置及び情報提供等）

第4条 三者は、既存協定等に基づく取組を含め、前条に掲げる事項について三者間の連携を円滑かつ効果的に推進するため、三者で構成する協議体を設置する。

- 2 協議体の運営方法、開催頻度その他必要な事項については、別途三者協議のうえ、定めるものとする。

- 3 本協定の目的を達成するために必要があると三者が認めるときは、事前に三者間で情報提供の範囲等を確認又は協議のうえ、本協定の当事者以外の者（以下「第三者」という。）に対して情報提供を行い、又は必要に応じて第三者を交えた個別の協議の場を設けることができる。ただし、第6条第1項に規定する甲丙間の秘密情報及び第7条第1項に規定する乙丙間の秘密情報の取り扱いについては、それぞれ第6条及び第7条の規定によるものとする。
- 4 前項の規定に基づき、甲又は乙が当該第三者に対し甲乙間の秘密情報を開示するときは、当該開示をする甲又は乙は、第6条第1項に規定する甲丙間の協定書又は第7条第1項に規定する乙丙間の契約書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課すものとし、その義務の履行について一切の責任を負うものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づき発生する費用については、原則として各当事者がこれを負担するものとする。ただし、費用負担に疑義が生じる場合は、三者協議のうえ、金額、負担割合その他の必要な事項を決定するものとする。

（甲及び丙間における秘密情報の取扱い）

- 第6条 甲及び丙は、令和6年2月29日付けで締結した「電力スマートメーターの通信インフラを活用した水量計測データの安定通信等に関する共同研究」にかかる実施協定書（以下「甲丙間の協定書」という。）第18条第1項の規定に基づき、乙に対し、甲丙間の協定書第2条第7項に規定する秘密情報のうち、契約条件、費用、セキュリティ情報、システム接続情報、個別の技術情報その他甲又は丙が機微性の高い情報として指定したものを除く情報（以下この条において「甲丙間の秘密情報」という。）を開示することを双方承諾するものとする。
- 2 乙は、甲又は丙から甲丙間の秘密情報の開示を受けたときは、当該甲丙間の秘密情報について、甲丙間の協定書に定める秘密保持義務と同等の義務を負うものとする。
- 3 甲及び丙は、乙が前項に規定する秘密保持義務を遵守するために必要な範囲において、乙に対し、甲丙間の協定書における秘密保持に係る規定を開示するものとする。
- 4 乙は、本協定の目的のために必要な範囲において、甲又は丙から開示された甲丙間の秘密情報を複製（電磁的記録媒体、光学記録媒体及びフィルムその他一切の記録媒体への記録を含む。以下同じ。）することができる。この場合において、当該複製により生じた情報についても、秘密情報として取り扱うものとする。

(乙及び丙間における秘密情報の取扱い)

第7条 乙及び丙は、令和8年2月9日付けで締結した秘密保持契約書（以下「乙丙間の契約書」という。）第2条第1項の規定に基づき、甲に対し、乙丙間の契約書第1条第2項、第4項及び第5項の規定による秘密情報のうち、契約条件、費用、セキュリティ情報、システム接続情報、個別の技術情報その他乙又は丙が機微性の高い情報として指定したものを除く情報（以下この条において「乙丙間の秘密情報」という。）を開示することを双方承諾するものとする。

2 甲は、乙又は丙から乙丙間の秘密情報の開示を受けたときは、当該乙丙間の秘密情報について、乙丙間の契約書に定める秘密保持義務と同等の義務を負うものとする。

3 乙及び丙は、甲が前項に規定する秘密保持義務を遵守するために必要な範囲において、甲に対し、乙丙間の契約書を開示するものとする。

4 甲は、本協定の目的のために必要な範囲において、乙又は丙から開示された乙丙間の秘密情報を複製することができる。この場合において、当該複製により生じた情報についても、秘密情報として取り扱うものとする。

(知的財産権)

第8条 本協定に基づき発明、考案又は意匠の創作をなしたときの権利の帰属及び取扱いについては、三者間で協議のうえ決定するものとする。

2 本協定の締結前から各当事者が保有する知的財産権及び既存協定等に基づき各当事者に帰属する知的財産権の帰属は、本協定の締結によって変更されないものとする。

(協定期間)

第9条 本協定の協定期間は、本協定の締結日から令和10年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、三者は、協議のうえ合意したときは、本協定を終了させることができるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、第6条から第8条まで及び本項の規定は、本協定の終了後も有効に存続するものとする。

(協定の見直し)

第10条 甲、乙又は丙が、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、三者協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、三者協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 8年 10月 2日

甲 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

大阪市

代表者 大阪市水道局長

坂本 篤則

乙 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市

代表者 京都市公営企業管理者上下水道局長

吉川 雅則

丙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力送配電株式会社

代表者 代表取締役社長

白銀 隆之